

【一般名処方について】

当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、院外薬局とも連携のうえ「一般名処方」により院外処方箋を発行しています。

「一般名処方」とは、後発医薬品のある医薬品について、その名称を製薬会社が定めた「商品名」で記載するのではなく、有効成分の名称である「一般名」を処方箋に記載することです。「一般名処方」することで供給不足の医薬品があっても有効成分が同じ複数の医薬品が選択でき、院外薬局では患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に関する掲示】

- ◆専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者さんから電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ◆急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- ◆実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。

【入院基本料に関する事項】

当院は、急性期一般入院料 4 の届出を行っており、入院患者 10 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。1 日に 8 人以上の看護職員が勤務しています。

- ・ 11 時から 19 時まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 5 人以内です。
- ・ 19 時から 11 時まで、看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 11 人以内です。

2024 年 6 月 1 日

医療法人 啓明会 相原病院
院長 相原 雅治